

議案第 13 号

燕市職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第52号）の一部を次のように改正するものとする。

令和5年3月2日提出

燕市長 鈴木 力

記

## 燕市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

燕市職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして規則で定める職務は、同表のそれぞれ職務の級に分類されるものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 主事又は技師の職務 2 保育士若しくは教諭又はこれらに相当する職の職務
2級	1 困難な業務又は高度の知識経験を必要とする業務を行う主事 又は技師の職務 2 困難な業務若しくは高度の知識経験を必要とする業務を行う 保育士若しくは教諭又はこれらに相当する職の職務
3級	1 主任又はこれに相当する職の職務 2 主任保育士若しくは主任教諭又はこれらに相当する職の職務
4級	1 係長又はこれに相当する職の職務 2 主査保育士若しくは主査教諭又はこれらに相当する職の職務
5級	1 課長補佐又はこれに相当する職の職務 2 保育園長又はこれに相当する職の職務
6級	課長又はこれに相当する職の職務
7級	部長又はこれに相当する職の職務

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。